

介護給付における利用者負担軽減制度

① 高額介護（介護予防）サービス費

【概要】

介護サービスを利用した要介護（支援）者が1月間に支払った利用者負担額（福祉用具購入費・住宅改修費や、食費、居住費等は含まれない）が一定の上限額を超えたときは、高額介護（介護予防）サービス費として、超えた分が申請により払い戻されます。

【実績（件数・給付額）】

(単位：件、千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数	18,744	20,928	22,831	25,324	30,182
給付額	217,562	232,661	251,608	283,053	368,559

資料：事務報告書

② 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

【概要】

医療および介護の利用者の負担を軽減する措置として、高額医療・高額介護合算制度が施行され、各医療保険者における世帯内で、医療および介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について、申請により払い戻されます。

【実績（件数・給付額）】

(単位：件、千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数	1,066	1,141	1,274	1,421	1,430
給付額	32,325	34,900	38,495	41,882	42,871

資料：事務報告書

③ 特定入所者介護（介護予防）サービス費

【概要】

低所得者の方が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について、補足給付として特定入所者（介護予防）サービス費が支給されます。

【対象者】

利用者負担段階	条 件	
第1段階	・生活保護受給者等 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税の方	かつ、預貯金等が 単身で1千万円 （夫婦で2千万 円）以下
第2段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額が80万円以下の方等	
第3段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、上記に該当しない方	

【実績（件数・給付額）】

（単位：件、千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数	11,626	12,196	12,668	12,668	10,698
給付額	322,925	348,687	368,325	379,055	363,905

資料：事務報告書

④ 生計困難者に対する利用者負担額軽減事業

【概要】

市への申請により認定を受けた方が、軽減を実施している事業者で介護サービスを利用した場合に、利用者負担（1割負担）並びに食費、居住費および宿泊費が軽減（25%）されます。

※生活保護受給者の方は、短期入所生活介護（介護予防を含む）および介護福祉施設サービスにおける個室の宿泊費および居住費のみが軽減（100%）されます。

【対象者】

住民税非課税世帯で、生計が困難である方および生活保護受給者の方が対象となります。なお、「生計が困難な方」とは、次の要件をすべて満たす方です。

- ・世帯の年間収入が単身世帯で 150 万円（1人増えるごとに 50 万円を加算した額）以下
- ・世帯の預貯金等の額が単身世帯で 350 万円（1人増えるごとに 100 万円を加算した額）以下
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力のある親族等に扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

【実績（利用者数）】

（単位：人）

事業者区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
社会福祉法人等	4	6	5	5	7
サービス提供事業者	2	2	1	5	2

資料：事務報告書

⑤ 介護保険訪問看護利用者負担軽減事業

【概要】

市への申請により軽減の認定を受けた方が、訪問看護サービス（介護予防を含む）の利用者負担（1割負担）の一部が後から支給（25%）されます。

【対象者】

上記の生計困難者等に対する利用者負担の軽減における対象者と同様です。ただし、生活保護受給者の方およびサービス提供事業者による利用者負担軽減を受けている方は対象外となります。

【実績（利用者数）】

（単位：人）

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
4	8	14	29	34

資料：事務報告書